

令和3年度

灘区「地域力を高める」手づくりの活動・事業助成 利用の手引き

対象活動：「灘区まちづくり方針」実現のための活動

対象期間：令和3年4月1日（木）～令和4年3月15日（火）

- 例）①地域の防犯・防災活動等、安全・安心に暮らせるまちを実現するための活動
②ごみの不法投棄、違法駐車・駐輪マナーの向上をはかる活動
③地域における子育て支援の充実や青少年の健全育成をはかる活動
④健康づくりやユニバーサルデザイン（UD）の推進等、誰もが健康で安心して暮らせるまちを実現するための活動
⑤摩耶山・都賀川・臨海部の自然、歴史や文化を活かし、まちの活性化をめざす活動
⑥地域課題の解決のために住民自らが取り組む手づくりの活動

*「灘区まちづくり方針」の詳細については、「灘区まちづくり方針」のチラシをご覧ください。

（灘区役所まちづくり課で配布しております。）

申請受付：令和3年4月1日（木）～令和3年4月23日（金）



灘 区 役 所

灘区「地域力を高める」手づくりの活動・事業助成 令和3年度募集要項

目的

灘区内で行なわれる地域の身近な課題に関する手づくりの活動・事業の初期段階に助成を行うことにより、地域の自主性を育て、地域力を高めることを目的とする。

対象団体

灘区を活動基盤とする地域団体、または学生ボランティア等による非営利の活動団体で、企画した活動を、終了まで責任を持って遂行できる団体（NPO法人・大学サークルを含む）。

※ 営利を追求することを主目的とするものは対象外です。

対象活動

上記の団体が下記のテーマに応じて行う、主に灘区民を対象とした地域の身近な課題に関する手づくりの活動・事業で、その初期段階（概ね3ヵ年以内）にかかるもの。

<テーマ（対象となる活動）>

「灘区まちづくり方針」実現のための活動

- 例) ①地域の防犯・防災活動等、安全・安心に暮らせるまちを実現するための活動
- ②ごみの不法投棄、違法駐車・駐輪マナーの向上をはかる活動
- ③地域における子育て支援の充実や青少年の健全育成をはかる活動
- ④健康づくりやユニバーサルデザイン（UD）の推進等、誰もが健康で安心して暮らせるまちを実現するための活動
- ⑤摩耶山・都賀川・臨海部の自然、歴史や文化を活かし、まちの活性化をめざす活動
- ⑥地域課題の解決のために住民自らが取り組む手づくりの活動

* 「灘区まちづくり方針」の詳細については、「灘区まちづくり方針」のチラシをご覧ください。

（灘区役所まちづくり課で配布しております。）

<対象とならない活動>

- (1) 市民と市民または市民と市の相互理解と信頼が得られない活動
（助成により地域の紛争が予想される活動等）
- (2) 申請に関する活動が、初期段階の活動と認められない継続的活動
（既存事業の拡充は継続的活動とみなし、新たな活動とは認められない）
- (3) 神戸市（区役所を含む）または神戸市の外郭団体による他の支援制度により実現できる活動
- (4) 神戸市の基本計画、事業計画に反している活動
- (5) 宗教的活動、政治的活動
- (6) 営利を主目的とした活動
- (7) 法令に違反した活動
- (8) その他助成にふさわしくない活動（公序良俗に反する活動・地域での自立した活動が見込まれない活動等）

対象活動の実施期間 ※助成対象期間

令和3年4月1日（木）～令和4年3月15日（火）

助成金額

初期段階の活動内容に対し3年間、助成を行います。

<助成率>

- 1年目 助成対象経費の 100%
- 2年目 助成対象経費の 75%
- 3年目 助成対象経費の 50%

<限度額>

上記助成率の範囲内で30万円を限度とします。
なお、2年目以降の助成も審査のうえ決定します。

助成対象経費

- (1) 謝金 講師やアドバイザー等への謝金（内部スタッフ講師への報酬は対象外です）
- (2) 旅費 講師やボランティア等の交通費
- (3) 需用費 印刷、発送、記録や消耗品等に要する費用（※1 備品、高価な物品は対象外です）
（事業実施後に購入した需要品等は経費対象外となります。）※2
- (4) 役務費 保険料、会場設営費等の人手を要する費用
- (5) 委託料 調査等の委託料（活動の大半を占める委託は除きます）
- (6) 使用料 会場使用料、活動に必要とされる機器・機材の借上料
（内部スタッフへの支払いは対象外です）

※1 備品とは「使用耐用年数が概ね1年以上にわたり、かつ、取得金額が2万円以上のもの」を指します。

※2 例：イベントや講演会を開催する場合

イベント・講演会の開催が8月1日であるならば、理由が無い限り、8月2日以降に需要品等の購入はできません。
（来年度用の需要品は対象外です）

<対象とならない経費>

- (1) 対象期間外の活動に関する経費
（令和3年3月31日以前または令和4年3月16日以後の活動に関する経費）
- (2) 飲食費、打ち上げ、レセプション等にかかる経費
ただし、料理教室等の活動での食材費で活動に必要であると認められたものについては、助成対象として認めることができます。
- (3) 用途が不明な経費（領収書がない経費、ガソリン代など用途が特定できない経費）
- (4) その他、区長が適当と認めないもの

申請受付

- (1) 受付期間 令和3年4月1日(木)～4月23日(金)
 - (2) 受付場所 神戸市灘区役所まちづくり課 神戸市灘区桜口町4丁目2番1号
電話078-843-7001(代)
 - (3) 受付時間 午前9時～12時、午後1時～5時(土・日曜・祝日を除く)
- ※申請受付時には、記載内容の確認のみを行います。(審査は行いません)
※郵送可(4月23日必着)

提出書類一覧

<申請のとき>

- (1) 助成金交付申請書(様式第1号) ※押印は不要
- (2) 団体概要(様式第2号)
- (3) 活動企画書(様式第3号)
- (4) 収支予算書(様式第4号)
- (5) 申請団体の規約、会員名簿等

<活動計画変更のとき>

- (1) 計画変更申請書(様式第7号) ※押印は不要

<活動報告のとき>

- (1) 活動・事業報告書(様式第9号) ※押印は不要
- (2) 収支決算報告書(様式第10号)
- (3) 領収書(または請求書と振込書)原本 (お申し出により、原本は支払い完了後に返却します)
- (4) 記録写真・パンフレット・チラシ等

※報告書提出期限：令和4年3月18日(金)

<助成金請求のとき>

- (1) 助成金交付請求書(様式第14号) ※押印は不要
※振込口座の名義が団体名と異なる場合は「受領委任状兼口座指定書(様式第16号)」を添付すること。「受領委任状兼口座指定書(様式第16号)」には引き続き押印が必要です。
但し、委任者と受任者の名称に同一法人もしくは団体に属する組織等が入っている場合には、省略できます。

助成の決定方法

- (1) 申請書類による要件審査<第1次審査>
申請団体・活動内容が、要綱の要件に該当するかどうかを申請書類により審査します。
この審査で不採択となった団体には、理由を付して不採択の通知をします。
- (2) 公開企画提案会および企画審査委員会の開催、採否・助成予定額決定<第2次審査>
公開企画提案会では、申請団体に活動内容を説明していただきます。(5月中旬開催予定)
その提案を受け、企画審査委員会が、以下の項目について総合的に検討します。その後、灘区長が、企画審査委員会の意見を尊重し、採否・助成予定額を決定します。

討項目	検討内容
①公益性	<ul style="list-style-type: none"> ・地域課題を解決する、または地域の自主性を育て、地域力を高める目的の活動であるか ・公益性が高い活動であるか
	<ul style="list-style-type: none"> ・地域による手づくりの活動、または広く地域住民の参画・参加を図る活動であるか
②計画性	<ul style="list-style-type: none"> ・活動計画の内容は実現性があるか ・補助対象経費の積算は無駄のない妥当なものか
③効果	<ul style="list-style-type: none"> ・補助金に対して、妥当な活動効果が得られるか ・助成により実現可能になる等、助成効果が高いか
④発展性	<ul style="list-style-type: none"> ・活動が単発ではなく、将来とも長期的に継続される活動か ・（2年目以降の活動について）前年度の活動をふまえ、さらに発展的な活動となっているか
	<ul style="list-style-type: none"> ・妥当な自己負担、受益者負担が考慮されている等、資金面での自立性の向上が見込めるか

この審査を経て、企画が採択となった団体には助成金交付予定額通知書（様式第6号）により通知します。

また、この審査で不採択となった団体には、助成金不交付決定通知書（様式第5号）により通知します。

助 成 金 の 交 付

- （1）採択後に、申請した内容に変更が生じた場合は、計画変更申請書（様式第7号）を提出してください。
- （2）活動終了後、活動・事業報告書（様式第9号）等を提出していただき、その内容を審査し、助成金交付額確定通知書（様式第11号）により確定した助成金額を通知します。
- （3）上記により確定した助成金額について、助成金交付請求書（様式第14号）を提出していただき、その後助成金を交付（口座振込）します。

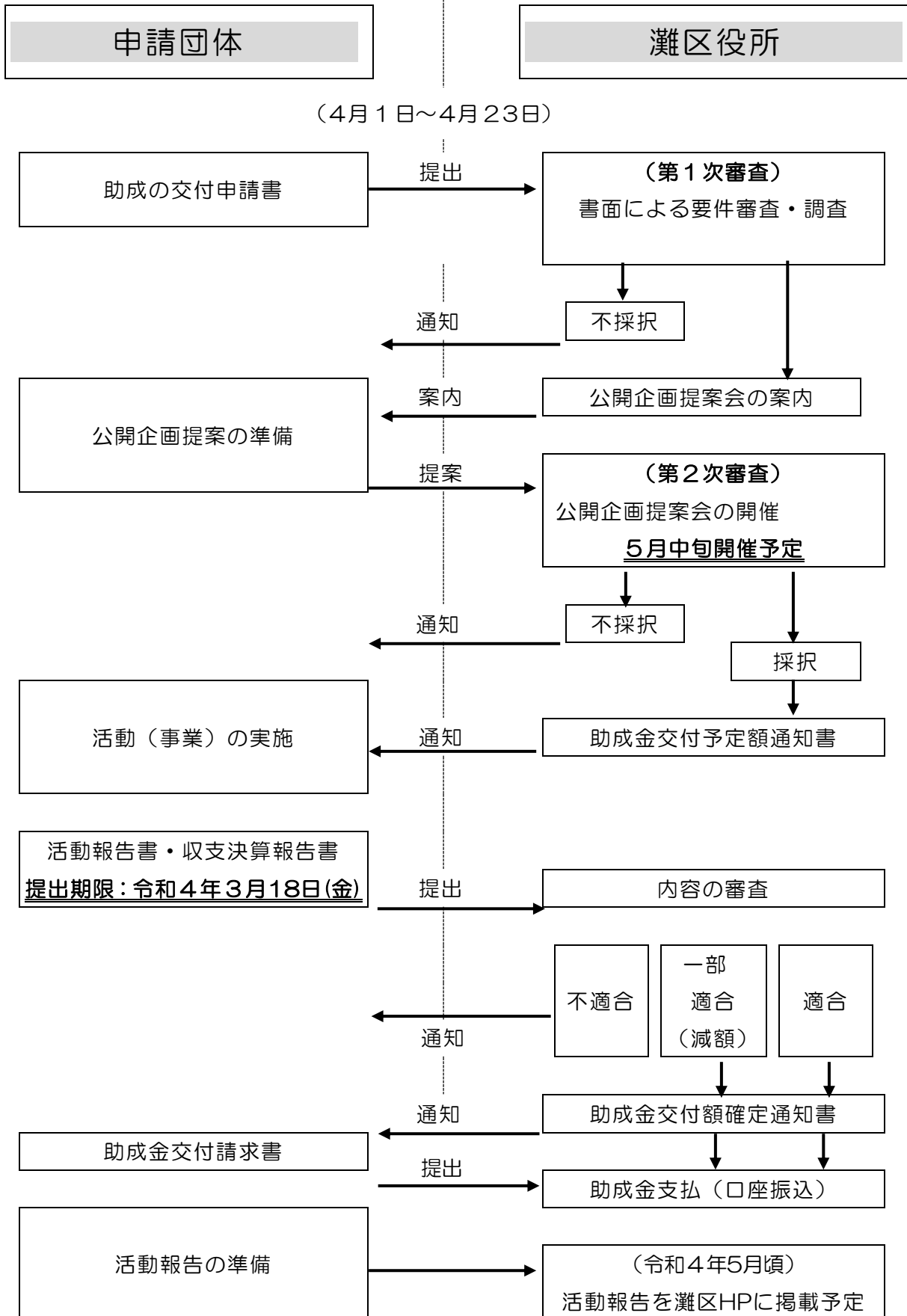
注 意 事 項

- （1）団体の概要や活動の企画等について、随時調査させていただきます。
- （2）虚偽の申請があった場合等には、助成金交付を取り消す場合があります。

そ の 他

- （1）神戸市又は神戸市の外郭団体からの委託・助成等を受けている活動は、当助成では対象外となり申請できません。
- （2）助成を受けた団体は、助成に係る活動の活動報告書を、助成を受けた年度の翌々年度の末日までの間、団体の事務所に備え置いてください。団体の構成員その他の利害関係人から閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除き、閲覧させてください。
- （3）提出された各種申請書については、個人情報保護の対象となる部分を除き、公開される場合がありますので、あらかじめご了解願います。
- （4）採択された活動については、灘区のホームページや広報物により、活動を紹介する場合がありますので、取材等にご協力ください。
- （5）灘区役所の後援が必要な場合は、別途ご相談ください。

助成制度全体の流れ





灘区制90周年

灘区制90周年

なんだかんだで

灘が好き



【申請手続きおよび問い合わせ先】（土・日曜・祝日を除く）

灘区役所まちづくり課（灘区役所4階）

住所 神戸市灘区桜口町4丁目2-1

電話 078-843-7001（内線223）

FAX 078-843-7034

Eメール nadaku@office.city.kobe.lg.jp